

## 再発防止アクション・プログラムの要旨

既報告のとおり、今回の点検・調査により判明した法令違反等の事案を踏まえ、当社グループ全体に共通する背景・問題点と再発防止の方向性を、以下のとおり整理した。これに加え、4月20日付の経済産業大臣よりの指示（電気事業法及び関係する法令を遵守するための保安教育の徹底、水力・火力等の部門間の情報共有、電力会社間の情報共有等の取り組み）及び原子力安全・保安院殿の30項目の行動計画を反映させて、再発防止アクション・プログラムを策定した。

アクション・プログラムについては、社長を委員長とする全社コンプライアンス委員会のもとに推進本部を設置し、その指示により各実施部門が推進し、平成19年度を中心に実行に移していく。

また、定期的にその実施状況と実効性を全社コンプライアンス委員会が評価・確認することにより確実な実施を期すとともに、平成20年度以降についてもPDCAサイクルによる見直しと改善を図っていく。

共通する背景・問題点 再発防止の方向性		再発防止アクション・プログラム（実施時期）
分類	内容	
企業風土・社員意識に係るもの	個人・組織として都合のよい自己解釈で行動 [再発防止の方向性] 職場内での対話を促す雰囲気作り、自己解釈を行わないルール作り	・グループリーダー以下の中堅層を対象に、コンプライアンスとコミュニケーションをテーマとした当社役員による職場ミーティングを実施する。(5月～) ・弁護士による現地機関での出張法律相談を実施する。(4月～) 他4件
	意思決定や判断が実質的に部門や職種内で行われお互いに他部門・他職種への口出しを控える [再発防止の方向性] 部門間の人事交流等( <b>原子力安全・保安院指示に対応</b> )	・職種間の垣根を越えた研修等の交流を実施する。(H20.4～) ・部門間(水力・火力・原子力等)で意見・情報の交換とコミュニケーションの促進を図る。(10月～)
	組織内で問題が認識されても、内々に処理して隠そうとする意識 [再発防止の方向性] 責任の所在の明確化、企業倫理の徹底	・役員・管理職を対象に、「企業理念・企業行動規範・コンプライアンス行動指針の遵守に関する宣誓書(仮称)」を提出させる。(6月～) ・監督官庁及び自治体等への迅速な報告・連絡・相談、及び情報公開の徹底を図る。(施策の強化10月～) 他3件
	電力の安定供給(出力確保、運転継続)を優先し、ルールに対する正しい解釈が働かなかった [再発防止の方向性] ルールの遵守を最優先とする職場の雰囲気作り、コンプライアンス教育の強化	・各部門の機関長会議、機関長代理会議、管下機関長会議等において、コンプライアンス・倫理の向上・徹底を図る。(4月～) 他3件
内部統制システムに係るもの	担当者任せで、管理職・上位機関による不正や誤りをチェックする仕組みが機能していなかった [再発防止の方向性] 業務プロセスとそこに潜む不正・誤りの発生リスクの可視化と当該リスクへの対策	・機関長の業務引継書に、「コンプライアンスへの取り組み実績と課題」について記載することを規程化する。(7月～) ・毎年度の工事計画に許認可申請等の要否確認欄を追加し、工事実施箇所と申請実施箇所が当該工事に係る申請等の要否について調整・確認を行う。この趣旨をマニュアルに追記する。(7月～) ・データ測定のカheck体制を充実し、不正が発生しないように、実測データと報告データを複数の社員が比較・確認するとともに、このCheckが機能しているかどうか内部監査にて定期的にCheckする。(6月～) 他5件
	部門間・職種間の牽制が機能していない [再発防止の方向性] 部門職種間のコミュニケーションの活性化 ( <b>原子力安全・保安院指示に対応</b> )	・当社グループ全体で、機関・職場単位の定例会議で、疑問点について常に話し合う等の活性化と情報共有を図る。(7月～) 他1件
	内部監査によっても法令違反を防止、発見できなかった [再発防止の方向性] 自己点検・自己監査及び業務監査の見直し	・各部門の熟練社員を、業務監査に関する専門家に育成する。(H20.4～) 他2件
コンプライアンス推進活動に係るもの	PDCAサイクルが不十分 全社活動と機関別活動の連携不足 [再発防止の方向性] コンプライアンス推進体制の再点検	・コンプライアンス推進について社長を補佐する担当役員の任命、及びコンプライアンス委員会の権能強化(特に計画・立案・推進機能)を図る。(6月～) ・コンプライアンス事案(社内外及び他産業)の共有化の徹底(データ化、チェックポイントの明示と職場単位の自己点検)を図る。(H20.4～) 他2件
	コンプライアンス研修が不十分 [再発防止の方向性] 全社員を対象とした効果的な研修の反復・継続	・e-ラーニングを利用したコンプライアンス研修を実施する。(10月～) 他2件
	コンプライアンス相談窓口の利用の少なさ [再発防止の方向性] コンプライアンス相談窓口の活用の周知と対応窓口の多チャンネル化(外部委託含む)	・コンプライアンス相談窓口を、現行の社内窓口に加え、外部機関(弁護士事務所・専門会社等)・労働組合等に多々補強し充実を図る。(10月～) 他2件
知識・理解不足に係るもの	業務に関係する法令に対する知識不足・理解不足 [再発防止の方向性] 社員教育・研修の在り方の見直し、部門ごとの担当業務に係る法令の教育( <b>原子力安全・保安院指示に対応</b> )	・社員(グループ社員含む)に対する電気事業法や河川法等の関係法令に関する教育を実施する。(6月～) ・本店技術主管箇所は主任技術者等を対象として、社外講師・専門技術者による設備技術基準・安全管理等についての再教育を実施する。(6月～) ・電力他社および他産業の事故情報、技術情報共有について拡充するとともに、電事連大での検討に参画し実施していく。(5月～) 他2件
その他	保安規程の変更命令 ( <b>保安規程変更命令に対応</b> ) 実施状況の確認	・電気事業法42条3項に基づく保安規程の変更命令を受け、当社保安規程を改定する。(7月末届出) ・本アクション・プログラムの実施状況、進捗状況を確認することにより、再発防止対策を確実に推進する。(10月～)